

L G B T Q の学生に関する  
神奈川県立保健福祉大学の  
対応ガイドライン

令和4年9月

神奈川県立保健福祉大学

## 神奈川県立保健福祉大学における LGBTQ を尊重する基本理念

神奈川県立保健福祉大学は、ヒューマンサービスをミッションに掲げ、質の高い保健・医療・福祉のための人材を養成し、ヒューマンサービスの実現を目指しています。

キャンパスにおいても、どのような人間であれ誰も排除されることなく、一人ひとりが人格を持った大切な人として尊重される環境の醸成を推進します。

その具体的な取り組みの一つとして、LGBTQ を尊重する基本理念をここに定め、これらの基本理念に基づいて対応ガイドラインを制定しました。

### 1. 性の多様性を尊重します

一人一人の性自認、性的指向、性表現、身体の性的特徴\*等の多様性を尊重します。

### 2. 性のありようによって差別しません

性の多様性と平等を基礎とし、性のありようを理由にした差別をしません。

### 3. 性に関する本人の意思を尊重します

本人がどのような性でありたいかという意思を尊重します。性のありようは開示・非開示かを含め、本人の意思でコントロールできなければなりません。

### 4. 修学の妨げを取り除きます

性のありようにかかわらず、すべての人が安心して自由に教育研究に取り組めるような環境を作ります。

\*それぞれ以下の内容を意味します。

性自認・・・自分がどのような性だと思えるか、あるいは思わないか

性的指向・・・どのような性を好きになるか、あるいは好きにならないか

性表現・・・性的にどのような振る舞いをし、どのような見かけでいたい、あるいはいたくないか

身体の性的特徴・・・自分の身体が性的にどのような状態であるか、あるいは状態でないか

L・・・Lesbian (レズビアン)、G・・・Gay (ゲイ)、B・・・Bisexual (バイセクシュアル)

T・・・Transgender (トランスジェンダー)、Q・・・Questioning (クエスチョニング) 又は Queer (クイア)

# LGBTQ の学生に対応するためのガイドライン

## I 本ガイドラインについて

本ガイドラインは、本学が基本的人権と性の多様性を尊重する大学であることから、具体的にどのような対応ができるかを示しています。

対応にあたってもっとも大事なことは、本人の意思を最初に確認することです。もちろん、大学における個々の学生の活動全般で、どのような性であろうとも安心して過ごせる環境を整備することは大切です。担当者や周囲の者が、勝手に本人の性のありようを推測して対応を決定したり、本人が希望しないにもかかわらず特別な対応をしたりすることは適切ではありません。

なお、本ガイドラインの内容は令和4年9月から適用します。内容に関して不明な点がある場合、あるいは事実と異なる場合には、学内相談窓口までお知らせください。より良い大学となるよう引き続き努力を続けます。学生の皆さんもご協力をお願いします。

## II 相談について

### 1. 学内相談窓口について

本学では LGBTQ に関する相談窓口を以下の通り設置しています。主に本ガイドラインに示した内容を中心に相談ができます。現状では、対応可能な内容は個別の状況や大学側の事情にもよるため必ずしも希望に添えない場合もありますが、まずはご相談ください。

相談内容によっては学内の他の相談窓口を紹介し連携して対応することもあります。その連携の範囲や内容については、事前に本人と確認した上で進めます。守秘義務がある担当者が対応しますので、安心してご相談ください。

相談内容	窓口	連絡先
心や体の悩みの相談	学生相談室	内線：2553 メール： <a href="mailto:gakuseisoudan@kuhs.ac.jp">gakuseisoudan@kuhs.ac.jp</a> 開室時間：9時30分～18時（月～金）
アウティングや SOGI ハラスメントに関する相談	ハラスメントに関する 学内相談員 学外相談員	連絡先はハラスメント防止パンフレット等に掲載されています。 学内相談委員…人権倫理委員会委員 学外相談員…弁護士、心理の専門家、医師

相談内容	窓口	連絡先
通称使用や授業・実習に関する相談	クラス担任 指導教員 等	学部：クラス担任（学年担当） *但し社会福祉学科は学科の定める教員 大学院：指導教員、指導補助教員
修学・学生生活に関する相談	クラス担任 指導教員 等	学部：クラス担任（学年担当） *但し社会福祉学科は学科の定める教員 大学院：指導教員、指導補助教員

\*アウティング、SOGI ハラスメントの言葉の説明は6～7ページに記載しています。

## 2・学外相談窓口について

学外にも LGBTQ 相談窓口がありますので、参考までにご紹介します。

名称	相談員	対象	連絡先
よこすか LGBT s 相談	NPO法人の臨床心理士など専門の相談員	本人、家族、支援者	046-822-8219
よこはま LGBT 相談	臨床心理士	主に青少年であり性的少数者の方他、家族など	045-594-6160

## Ⅲ 氏名と性別の取り扱いについて

本学は、性的指向や性自認を理由として学生が不利益を被らないよう、他者の人格を尊重するよう学生・教職員に啓発するとともに、氏名や性別の情報を慎重に扱います。

また、本人の希望する氏名で大学生活が送れるよう柔軟に対応するとともに、性別が理由で排除されたり困ったりすることがないように、性別に言及する場面を減らし、男女別の慣行を見直します。

### 1. 通称名使用について

本学における学生の氏名は、学籍簿上の表記に基づき学内で取り扱われます。学籍簿上の表記は本名（戸籍等の氏名）を原則としています。戸籍等の氏名の変更がなく、自認する性に基づく通称名の使用を希望する場合は、所定の手続きを経た上で学籍簿上の表記を通称名に変更することができますので、相談窓口までご相談ください。

なお、通称名に変更した場合、本学が発行する証明書等（成績証明書や学位記等）は、通称名で発行されます。戸籍名での発行を希望する証明書等がある場合は教務学生課へ個別にご連絡ください。また、法律等で戸籍名を記載することが必要な文書については通称名の使用を承認されていても戸籍名で記載することになります。

通称名の使用を本学が承認していることを証明する「学生の氏名表記について」を本人

の求めに応じて発行しますが、本学が発行した書類の氏名が戸籍名と異なることにより不利益が生じる場合（国家試験合格証書との氏名の不一致など）は本人の責任において対応してください。

氏名変更の具体的な手続きは、教務学生課において通称名使用の申請書を受け取り、記載の上、クラス担任又は指導教員等へご提出ください。申請書には保証人の承諾サインが必要ですが、サインを記載することが困難な場合はクラス担任又は指導教員等にご相談ください。所属する学科長又は研究科長との面談により、氏名変更の意思を再確認したのち許可することになります。

《通称名を使用することができない文書等》

・国家試験申請書 ・教員免許申請書 ・管理栄養士免許申請書

## 2. 自認する性別の使用について

戸籍の性別の変更に伴う場合を除き、学籍簿の性別は変更することができません。ただし、性別情報は慎重に取り扱うべき個人情報として管理されます。

## 3. 性別情報と氏名の取り扱いについて

### ① 本学に提出する書類について

性別欄については、性別の記入が必要な書類もありますが、記入せずに提出することが可能な場合もあります。詳細は教務学生課へご相談ください。

また、以下の文書については性別の記載が法律等で義務付けられています。

《性別の記載が義務付けられている申請書等》

- ・各種国家試験受験申請書等
- ・教員免許証交付申請書
- ・奨学金申請書（日本学生支援機構等）
- ・通学証明書
- ・診療録（カルテ）

### ② 学内配布文書について

本学において名簿を作成する際は原則として性別欄を設けないようにしています。必要があつて性別情報を設ける場合でも、当事者の意図しない形で性別情報が公表されることがないように慎重に管理し、必要がなくなったら直ちに破棄します。

## IV 授業等における対応について

本学で実施する授業等においては、性のありように関わらず全ての学生が等しく尊重されます。授業等で性のありようを理由に学生が排除されたり尊厳を傷つけられたり困難を感じることをのないよう環境を整えます。

### 1. 授業の内容について

授業の中に男女別の要素がある科目については、履修時の参考となるようシラバスに記載をしていきます。また用具の使用等についても、事前に相談することができます。

《男女別の要素例》

- ・用具等が男女別の科目（男女別ユニホーム、水着の使用など）
- ・宿泊を伴う科目
- ・他学生との身体的接触がある科目
- ・その他、授業内で男女別にグループを作る可能性がある科目

### 2. 学外実習について

実習受け入れ先の状況や生物学的な性別に配慮しなければならない実習もあるため、必ずしも希望に添えるとは限りませんが、学外実習で想定されるトイレや更衣室、服装、通称名の使用等に関して事前に相談することができます。実習を担当する教員やクラス担当に事前にご相談ください。

特に通称名の使用については、実習先と教員が事前調整し可能な限り使用できるよう配慮します。

## V 大学生活について

本学では、性のありようによって、一部の人には使用しにくかったり、苦痛に感じたりすることがないように、設備等を整えるよう努力します。

### 1. 更衣室について

施設・設備の状況により必ずしも希望に添えるとは限りませんが、更衣室の使用について希望により個別対応を事前に相談することができます。

### 2. 健康診断の受診について

本学で実施する学生の定期健康診断について、個別で受診や配慮などを望む場合は、教

務学生課にご相談ください。

### 3. 性別にかかわらず使えるトイレ

横須賀キャンパスでは、性別にかかわらず使用できる「かながわみんなのトイレ」が併設されています。また、講堂と教育研究棟のすべての「かながわみんなのトイレ」にはフイティングボード（着替え台）を設置しており更衣室としても使用できます。

## VI その他

### 1. カミングアウトを支えるために

自らが LGBTQ であると誰かからカミングアウトを受けた場合、まずは相手の話を否定せずに聞きましょう。

カミングアウトを受けた後、驚きや戸惑いの気持ちで誰かに話したくなるかもしれませんが、本人が周囲の人に知られることを望んでいない場合は情報を漏らすことはやめましょう。

相手の気持ちをどのように受け止めたらよいか、戸惑いや混乱が生じることがあるかもしれません。「誰にも言わないでほしい」と言われたとしても、守秘義務のある専門家（臨床心理士）に相談することができます。困った時は学生相談室にご相談ください。

また、本人が LGBTQ であることで生活上の不便を感じているようであれば、大学の窓口や学生相談室など適切な窓口を教えてあげることもカミングアウトを支えることにつながります。

### 2. アウティングの禁止

アウティングとは、カミングアウトを受けた人が、カミングアウトをした本人の同意なしにその人のセクシャリティを別の誰かに暴露してしまうことです。本人にとって望まない形での暴露はプライバシーの侵害であり、その人の居場所を奪いかねない危険な行為です。偏見や差別的な意識をもって、公表されていない他者のセクシャリティを勝手に言いふらすことは絶対に許されません。また、自分に悪意はなく良かれと思った対応が結果的にアウティングに繋がる場合があることを知っておきましょう。アウティングを防ぐ方法として効果的なのは、本人に確認することです。誰にまで伝えているのか、誰にまでどんな内容で伝えてよいのかをあらかじめ知ることができれば、不用意なアウティングを防ぐことができます。

### 3. SOGI (ソジ) ハラスメントの禁止

SOGI (ソジ) とは、Sexual Orientation (性的指向) と Gender Identity (性自認) の頭文字をとった略語です。これは異性愛・同性愛・無性愛を問わずすべての人が持つ性的指向や、個々の性自認の属性を意味しています。SOGI ハラスメントとは、性的指向や性自認に関する嫌がらせを指します。うわさ話や陰口などで本人の心を傷つける行為なども SOGI ハラスメントに含まれます。例えば「ゲイは気持ち悪い」「男のくせして女々しい」などの差別的言動によるいじめや、本人の性自認を無視し戸籍上の性別が女性だからと女性用ユニフォームの着用を強制したりすることも SOGI ハラスメントに該当します。SOGI ハラスメントによる精神的な攻撃は、パワーハラスメントの構成要件ともなりますので知っておきましょう。



## 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学学生通称名使用取扱要綱

### (趣旨)

第1条 本学学生の通称名使用の取扱い及び手続き等については、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「通称名」とは、戸籍等の氏名に代えて広く通用しているもの(旧姓を含む。)をいう。

### (通称名使用の申請ができる学生)

第3条 通称名使用の申請ができる学生は、次のとおりとする。

- (1) 学部学生
- (2) 大学院学生

### (通称名使用の申請ができる事由)

第4条 学生は次の各項、各号の何れか一つに該当する場合は、通称名の使用を申請できる。

- (1) 日本国籍を有していない学生であって、住民票に記載されている通称名の使用を希望する場合
  - (2) 性別に違和感があり、自分の望む通称名の使用を希望する場合
- 2 婚姻等により改姓した学生であって、改姓までの姓の使用を希望する場合。  
ただし、必要な事項については別に定める。

### (使用できる通称名)

第5条 使用できる通称名は前条第1項第1号にあつては住民票に記載されている通称名、第2号にあつては名前のみとする。

### (通称名を使用できない文書等)

第6条 通称名を使用できない文書等は、次のとおりとする。

- (1) 他の機関の制度等で戸籍等の氏名を用いることとされているもの
- (2) 通称名を用いることが法令に抵触するおそれがある等学長が不適切であると判断するもの

### (第4条第1項第1号に該当する学生の通称名使用の申請)

第7条 学生が、通称名使用を希望する場合は、所定の申請書(様式1)に住民票等を添付し提出しなければならない。

- 2 前項の申請があつた場合は、学部においては学生委員会、大学院においては研究科運営

委員会で協議の上、学長がこれを承認するものとする。

- 3 通称名使用を認めた学生に対して、所定の承認通知書（様式 2）により、教務学生課を経由して当該学生に通知する。

（第 4 条第 1 項第 2 号に該当する学生の通称名使用の申請）

第 8 条 学生が、通称名使用を希望する場合は、所定の申請書（様式 1）を当該学生が所属するクラス担任又は指導教員等に提出しなければならない。

- 2 当該学生が所属する学部の学科長、研究科の研究科長は、クラス担任又は指導教員等から連絡を受け、学生と面談を実施し、通称名使用の必要性について確認する。

また、承認された通称名を使用する際には、当該学生が履修登録をしている科目担当教員間でその事実を共有することが必要であることを学生に十分説明をする。

- 3 学科長又は研究科長は、申請が妥当であると判断した場合には、学部においては学生委員会、大学院においては研究科運営会議の協議に付すものとする。学生委員会及び研究科運営会議は協議結果を学長に内申し、学長は内申に基づき通称名の使用を承認することができる。

- 4 通称名使用を認めた学生に対して、所定の承認通知書（様式 2）により、教務学生課、クラス担任又は指導教員を経由して当該学生に通知する。

- 5 承認された通称名の使用に当たっては翌年度から適用することを原則とする。ただし、学長が特に必要があると認めた場合は、年度替わりを待たずに通称名の使用を承認するものとする。

（通称名使用の中止）

第 9 条 通称名使用を認められた学生についての通称名使用の中止は、原則として認めないものとする。ただし、学長が特別な事情があると認めた場合はこの限りではない。

（記録）

第 10 条 教務学生課は、承認された通称名について学籍情報システムに記録する。

（卒業、修了又は退学後の取扱い）

第 11 条 卒業、修了又は退学時に通称名使用をしていた学生に係る文書等（第 6 条に定めるものを除く。）の申請及び交付については、当該学生が卒業、修了又は退学した後においても、通称名で行うものとする。

（通称名使用に伴う証明書等）

第 12 条 通称名使用の学生から、各種文書の戸籍名と通称名の氏名の同一性について説明

依頼があった場合は、「通称使用を認めている」旨の記載された文書（様式 3）を交付するが、それ以上の証明を求められた場合は通称名使用を認められた学生の責任において行うものとする。

（その他）

第 13 条 通称名使用を認められた学生は、その使用により、郵便等による連絡、通知等に支障が生じることのないように留意し、その必要な対応を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

(様式1)

## 通 称 名 使 用 願

年 月 日

神奈川県立保健福祉大学長 様

学籍番号

(ふりがな)  
氏 名

通称名を使用することを許可されるようお願いいたします。

申請理由：

1. 戸籍名 \_\_\_\_\_

2. 通称名 \_\_\_\_\_

上記申請について承諾します。

保証人氏名

(備考)

1. 保証人の承諾を得にくい場合はご相談ください。
2. 第4条第1項第1号を理由とする申請については、住民票か、免許証の写しを添付する

(様式2)

## 通称名使用承認通知書

年 月 日

学籍番号

氏名

神奈川県立保健福祉大学長

通称名を使用することを承認します。

1. 戸籍名 \_\_\_\_\_

2. 通称名 \_\_\_\_\_

(様式3)

## 学生の氏名表記について

本学では学生からの願出により、学内の氏名表記について戸籍上の氏名ではなく、通称名を使用することを認めており、下記の学生の氏名については各種文書を通称名で表記しています。

記

戸籍名 \_\_\_\_\_

通称名 \_\_\_\_\_

年 月 日

神奈川県立保健福祉大学長